② 監理技術者は、建設業法第26条第２項に規定する技術者であり、競争参加資格確認申請書の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有する者であること。

③ 設計管理技術者及び設計照査技術者は、以下のア～エのいずれか及びオを満たすこと。

ア 技術士（建設部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とした者に限る。））の資格を有する者

イ 技術士（総合技術監理部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とした者に限る。））の資格を有する者

ウ ＲＣＣＭ（専門技術部門を「鋼構造及びコンクリート」とした者に限る。）の資格を有する者

エ ア、イ、ウと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

オ 平成14年度以降に設計管理技術者又は設計照査技術者として、以下に掲げる要件を満たす業務実績を有すること。

・道路橋（歩道橋除く）における連続鋼床版箱桁橋の設計

⑸ 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（詳細は「参加表明書及び技術資料作成要領」に記載）。

⑹ 本工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑺ 共同企業体を構成する場合においては、各構成員が次に掲げる事項を全て満たしていること。

① 本工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。

② 本工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができる者であること。

③ 共同企業体すべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であること。

④ 共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であること。

⑻ 競争参加資格確認申請書の提出期限の日から開札までに、首都高速道路株式会社から競争参加停止措置準則（平成17年準則第22号）に基づく競争参加停止を受けていないこと。

⑼ 本工事と同一工種の首都高速道路株式会社発注工事において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日から過去２年以内に40点未満の工事成績の通知を、過去１年以内に50点未満の工事成績の通知をそれぞれ受けている者でないこと。

⑽ 首都高速道路株式会社発注工事において、工事成績の平均が平成22年度及び平成23年度の２年間連続して60点未満である者でないこと。

3 技術提案書に関する事項

⑴ 技術提案書の作成 技術提案書の作成にあたっては、入札説明書に従い、基本条件を満足するよう十分な検討を行い、入札説明書に示す様式により作成すること。

⑵ 技術提案書の審査 本工事は、技術提案書の内容に係るヒアリング（技術交渉）を実施し、技術提案書の審査を行う。

⑶ 技術提案書の評価 最終技術提案書の評価項目は次のとおりである。

① 実施設計及び工場製作に対する工夫（維持管理性向上、品質確保及び耐久性向上）

② 現場施工に対する工夫（品質確保及び耐久性向上、工程管理、工程短縮、既設構造物への配慮、安全管理）

③ 周辺環境への配慮に対する工夫（環境対策）

4 落札方式に関する事項

⑴ 落札者の決定方法

① 総合評価の方法 落札者の決定方式は、最終技術提案書の内容を3⑶に応じて評価した技術評価点（配点30点）と、入札価格から得られる価格評価点（配点30点）を加算した数値（以下「評価値」という。）によって決定する総合評価方式とする。

評価値＝技術評価点＋価格評価点
＝技術評価点＋（１－入札価格／予定価格）×配点

② 落札方式

ア 最終技術提案書に基づき予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した技術提案者のうち、最終技術提案書及び入札価格から4⑴①によって得られた評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、入札価格によっては、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とする。

イ アにおいて、評価値が最高となる者が２者以上あるときは、その中で最も入札価格が低い者を落札者とする。入札価格も同じ場合には、くじ引きにより落札者を決定する。

⑵ 低入札価格調査等 入札価格によっては、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かを判断するための調査（低入札価格調査）又は重点的に調査して判断するための調査（特別重点調査）を行う。低入札価格調査及び特別重点調査の調査事項については、首都高速道路株式会社の低入札価格調査等実施細則（平成22年財務部細則第３号）に規定している。なお、特別重点調査の調査事項である「その他必要な事項」には、品質確保体制及び安全衛生管理体制を含むものとする。

5 入札手続等

⑴ 担当部局 首都高速道路株式会社 東京建設局 総務・経理課 〒141―0032 東京都品川区大崎一丁目６番３号 電話03―5434―7836（ダイヤルイン）

⑵ 入札説明書等の交付期間、場所及び方法

入札説明書、関連する図面等を競争参加希望者に有償で直接交付する。

① 交付期間 平成24年10月１日（月）から平成24年11月５日（月）までの毎日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日を除く。以下同じ。）、午前10時から午後４時までの時間のうち、正午から午後１時を除く時間。ただし、平成24年10月１日（月）は午後１時以降とする。

② 交付場所 首都高技術株式会社 企画部企画課 〒105―0001 東京都港区虎ノ門三丁目10番11号（虎ノ門ＰＦビル３階） 電話03―3578―5757（代表）

⑶ 競争参加資格確認申請書及び技術提案書の提出期間、場所及び方法 平成24年10月１日（月）から平成24年11月５日（月）までの毎日、午前10時から午後４時までの時間のうち、正午から午後１時を除く時間。ただし、平成24年10月１日（月）は午後１時以降とする。５⑴に示す担当部局まで持参すること。

⑷ 参加表明書等を提出した後は、引換え、変更又は取消しをすることができないものとする。

⑸ 最終技術提案書の提出期限及び場所 平成24年12月20日（木）午後４時までとする。５⑴に示す担当部局まで持参すること。

⑹ 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

① 入札日時及び場所 平成25年１月25日（金）午後２時（ただし、郵送による入札書の受領期限は、平成25年１月24日（木）午後４時）、５⑴に示す担当部局まで持参又は郵送すること。

② 開札日時及び場所 平成25年１月25日（金）午後２時、５⑴に示す担当部局にて行う。

③ 入札及び開札の日時は変更となる場合がある。

⑺ 上記⑹③に掲げる他、競争参加希望者が３者に満たない場合には、競争性を確保するため、当社の判断により手続を中止又は中断する場合がある。

6 その他

⑴ 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

⑵ 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除

② 契約保証金 納付